

須影共同墓地管理規約

制定 平成17年 1月 1日

改正 平成24年12月 9日

改正 平成29年 3月25日

(目的)

第1条 この規約は、須影一区自治会及び須影二区自治会（以下「両自治会」という。）の自治会運営規約第5条の規定に基づき、須影共同墓地（以下「墓地」という。）の管理、使用に関する基準を定め、その管理、使用の適正を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 墓地 墓所及びその周辺の土地並びに敷地内に設ける付帯施設の総称

- 2 墓所 墳墓を設けるために区画された土地の一区画
- 3 墳墓 焼骨を埋蔵する施設

(墓地の設置)

第3条 公共の福祉及び公衆衛生の向上に資するため、両自治会は共同で墓地を設置し、その名称及び位置は次の通りとする。

名 称	位 置
北墓地（通称内らんと）	羽生市須影742
南墓地（通称外らんと）	羽生市須影743
下墓地（通称高須賀墓地）	羽生市須影1025

(管理者)

第4条 墓地は、両自治会の共同管理とし、管理者は、須影一区自治会長とする。墓地に関する重要事項の決定は、両自治会の合同評議員会議によるものとする。

(会計)

第5条 墓地の会計は、両自治会とは独立とし、両自治会により選任された墓地担当者がこれに当たる。

(墓所使用の目的)

第6条 墓所は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。

(墓所使用の許可)

第7条 墓所の使用を希望する者は管理者の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可の申請をできる者は、須影一区及び須影二区内に居住し、かつ自治会費を10年以上納めている者（集合住宅居住者は除く）とする。
- 3 墓所の使用は、一世帯一区画とし、管理者が指定する区画の中から選択する。
- 4 墓所の一区画は、原則として、間口2.1m、奥行き2.5mとする。但し、平成6年度までに取得したものはこの限りでない。
- 5 管理者は、第1項の許可をした場合には使用許可証を交付する。

(譲渡等の禁止)

第8条 墓所の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、墓所を使用する権利（以下「使用权」という。）を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表1に定める墓所使用料（以下「使用料」という。）を使用許可を受けた時に全額納付しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用許可を受けてから1年以内に未使用のまま墓所を返還した場合には、管理者は、既納使用料に50%を乗じた額を還付することができる。

(管理料の納付)

第11条 使用者は、墓地の維持管理上必要な経費として別表2に定める管理料（以下「管理料」という。）を、毎年納付しなければならない。ただし、新たに墓所の使用許可を受けた者は、次年度から納付する。

（管理料の還付）

第12条 既納の管理料は還付しない。

（使用権の承継）

第13条 使用権は、使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わり祭祀の主催者となった者が、管理者の許可を得ることによりこれを承継することができる。

2 前項の規定により、使用権を承継しようとする者は、原因発生後速やかに前項の許可を申請しなければならない。

3 管理者は、第1項の許可をした場合には、使用権承継許可証を交付する。

（使用者の義務）

第14条 使用者は次の各号に定めるところに従って墓所を使用しなければならない。

（1）墓所に焼骨（または遺骨）の埋蔵をしようとするときは、あらかじめ管理者に対し法令に基づく埋火葬許可証の写しを提出しなければならない。

（2）使用者は、「使用許可証」に定められた墓所を使用して墳墓を設置し、かつ墓所としての美観を維持しなければならない。

（3）墳墓の設置およびその変更、改造、移転についてはあらかじめ管理者並びに隣区画の使用者の立会の上、その承諾を受けなければならない。

（4）使用者がその住所を変更したときは、遅滞なく新住所を管理者に届け出なければならない。

（5）新たに墓所の工事を行うときは、その工事人は、「お水代」として、1万円を墓地会計に納付する。

(使用権の取り消し)

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用を取り消すことができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき
 - (2) 使用権を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき
 - (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
 - (4) 使用者が管理費を滞納し、その期間が3年を超えたとき
- 2 管理者は、前項の規定により使用許可の取り消しを行った場合には、その旨を使用者に通知する。

(墓所の返還)

第16条 墓所が不要になったときは、使用者は直ちに管理者に届け出を行い、当該墓所を更地に復して返還する。

別表1

使用料	(平成29年4月1日現在)	
北墓地	新造成墓地	15万円
同	段下南側墓地	10万円
南墓地		10万円
下墓地		13万円

別表2

管理料 2千円

附 則

本規約は平成29年4月1日より施行する。